

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	1,012,236	583,271,307	5,488,632	140,671,241	24.1	26.1

イ 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	15,061	63,677,021	11,736,192	23,933,391	99,346,604	6,596

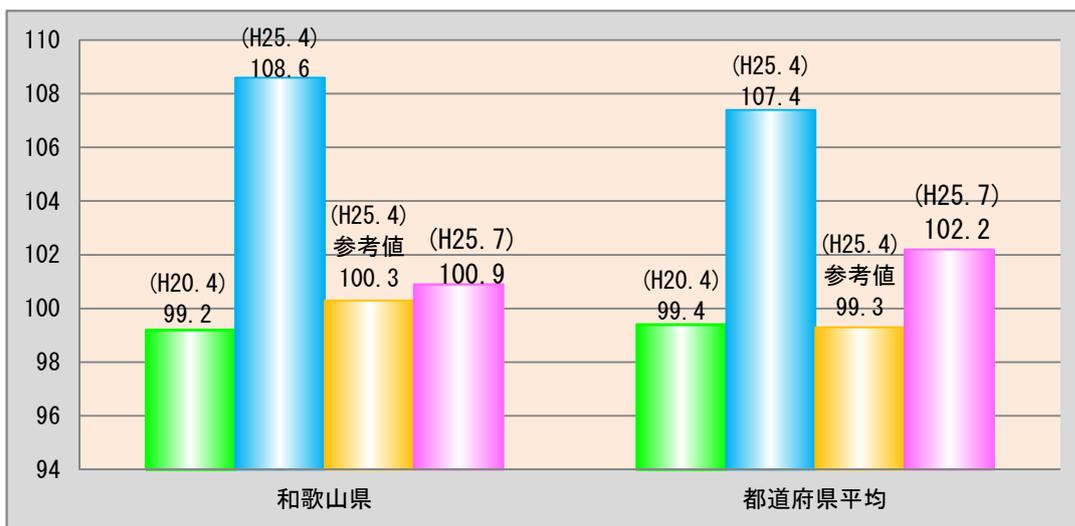
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成25年 4月 1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ 特記事項

(給与削減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	平成25年 7月 1日から平成26年 3月31日までの間 実施。
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 国家公務員に準じ 給料月額の4.77%~9.77%を削減	
平成25年4月ラスパイレース指数	108.6
平成25年4月参考値	100.3
平成25年7月(減額時点)ラスパイレース指数	100.9
(手当) 削減なし	

エ ラスパイレース指数の状況



- (注) 1 ラスパイレース指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(1)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

オ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	円 372,274	円 371,440	円 834	% 0	% 0	% 0

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給(期末勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	月 3.95	月 3.95	月 0.00	月 0.00	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 一般行政職給料表の状況(平成26年4月1日現在)

(単位: 円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200	537,700

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.7 歳	333,440 円	408,742 円
技能労務職	51.7 歳	328,845 円	369,822 円
うち用務員	58.1 歳	326,003 円	350,291 円
うち運転業務員	52.6 歳	342,739 円	425,067 円
うち守衛	50.8 歳	333,604 円	379,419 円
高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	44.4 歳	383,098 円	428,865 円
小・中学校(幼稚園)教育職	45.1 歳	375,589 円	415,392 円
警察職	38.3 歳	315,274 円	428,013 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。
 3 平成26年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%減額している。

イ 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		和歌山県	国	
一般行政職	大学卒	178,800 円	総合	181,200 円
	高校卒	144,500 円	一般	172,200 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	140,100 円	
高等学校教育職	大学卒	199,700 円	-	
小・中学校教育職	大学卒	199,700 円	-	
警察職	大学卒	197,200 円	203,100 円	
	高校卒	164,700 円	158,100 円	

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,649 円	367,125 円	388,373 円	404,643 円
	高校卒	217,767 円	317,522 円	357,531 円	376,195 円
技能労務職	高校卒	円	270,167 円	309,060 円	333,621 円
高等学校教育職	大学卒	310,648 円	401,542 円	422,511 円	438,846 円
小・中学校教育職	大学卒	316,815 円	393,114 円	414,066 円	427,706 円
警察職	大学卒	281,733 円	368,063 円	404,538 円	430,258 円
	高校卒	246,579 円	347,607 円	383,583 円	410,592 円

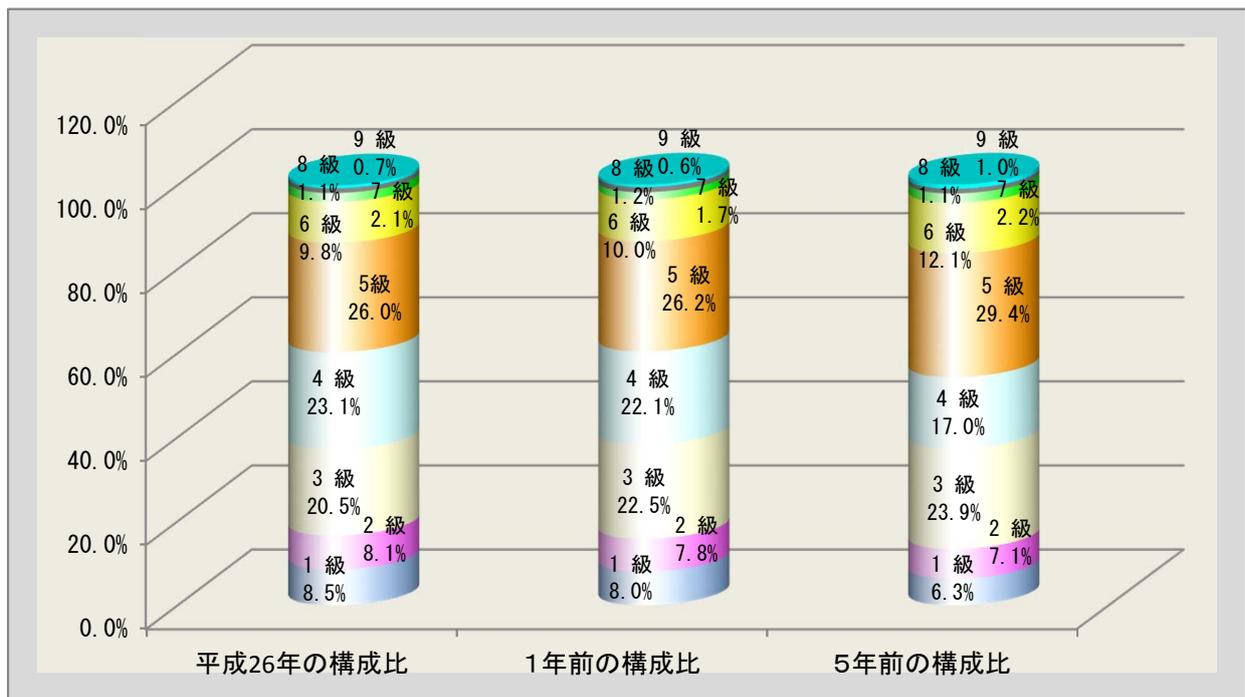
(注) 平成25年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%減額している。

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	27人	0.7%
8 級	局長	46人	1.1%
7 級	参事・課長	84人	2.1%
6 級	課長・副課長	396人	9.8%
5 級	課長補佐・班長・主任	1,045人	26.0%
4 級	主査	931人	23.1%
3 級	主査・副主査	825人	20.5%
2 級	主事・技師	328人	8.1%
1 級	主事・技師	343人	8.5%
計		4,025人	100.0%

(注) 1 和歌山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



イ 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

平成18年4月から全職員を対象とした業績・行動に基づく勤務実績評価(平成19年度から人事評価)を実施しています。

2 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、業績と行動の両要素を総合的に点数による絶対評価を実施し、5段階(A～E)に格付けし、実施しその評価結果(評語)に基づき、昇給区分(0～7号給)を決定しています。

平成26年4月1日の昇給の実績については次のとおりです。

(知事部局の一般行政職給料表適用者)

ア 特定職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	3号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	20.0%	80.0%	0.0%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	34.3%	65.7%	0.0%

イ 特定職員以外の職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	4号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	30.2%	69.6%	0.2%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	21.5%	78.5%	0.0%

※ 特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいいます。

※ 全ての期間を勤務していない者(病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等)、懲戒処分又は分限処分を受けた者で昇給区分が調整された者を除いています。

※ 人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合です。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和歌山県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,549 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 和歌山県の特定幹部職員(部・次長級)の支給割合については、期末手当2.2月分、勤勉手当1.75月分である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況

平成17年6月勤勉手当分から、全職員を対象に評定期間（6月勤勉：12月2日～6月1日、12月勤勉：6月2日～12月1日）の勤務実績に基づき所属長からの内申により勤務成績を評定しています。

2 勤勉手当への勤務成績の反映状況

全職員について、評定期間の勤務実績に基づき、所属長からの内申により成績率（特に優秀、優秀、良好（標準）、特に不良）を判定しています。
平成25年12月支給の勤勉手当の実績は次のとおりです。

（知事部局の一般行政職給料表適用者）

ア 特定幹部職員（次長級以上の職員）

	上位	標準	下位
成績率	114.5/100 ～99.5/100	84.5/100	70.5/100
人員分布率	23.9%	76.1%	0.0%

イ 特定幹部職員以外の職員

	上位	標準	下位
成績率	94.5/100 ～79.5/100	64/100	50.5/100
人員分布率	34.5%	65.4%	0.1%

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

和歌山県				国					
退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勤奨・定年		
勤続20年	21.62	月分	27.0250	月分	勤続20年	21.62	月分	27.0250	月分
勤続25年	30.82	月分	36.570	月分	勤続25年	30.82	月分	36.570	月分
勤続35年	43.70	月分	52.44	月分	勤続35年	43.70	月分	52.44	月分
最高限度額	52.44	月分	52.44	月分	最高限度額	52.44	月分	52.44	月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)					
退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額 (0円～50,000円)の60月分				退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額 (0円～79,200円)の60月分					
(退職時特別昇給 なし)				(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額		447	千円	25,383		千円			
1人当たり平均支給額				千円		千円			

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		1,190,800 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		142,236 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	37 人	18 %
神奈川県横浜市	12 %	1 人	12 %
神奈川県川崎市	12 %	1 人	12 %
滋賀県大津市	10 %	4 人	10 %
京都府京都市	10 %	2 人	10 %
大阪府大阪市	15 %	6 人	15 %
大阪府堺市	12 %	1 人	12 %
大阪府吹田市	12 %	1 人	12 %
大阪府門真市	15 %	5 人	15 %
大阪府東大阪市	10 %	1 人	10 %
兵庫県神戸市	10 %	1 人	10 %
兵庫県三木市	3 %	4 人	3 %
和歌山市	3 %	5,081 人	3 %
橋本市	3 %	765 人	3 %
上記以外の市町村	0 %	6,781 人	0 %
医師・歯科医師	15 %	25 人	15 %
平均支給率		1.5 %	1.5 %

(注)「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		728,957 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		84,068 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		52.4 %		
手当の種類(手当数)		43		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収	4,075 千円	月額20,000円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
税外収入徴収手当	税外収入の事務に従事する職員	出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う徴収	51 千円	日額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防衛訓練、救助訓練等の指導	145 千円	日額850円
社会福祉業務手当	紀南児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は売春防止法に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	10,327 千円	月額12,800円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
防疫業務等手当	こころの医療センター又は保健所に勤務する職員	感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業等	277 千円	日額330円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱いに従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	227 千円	日額340円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、薬務課又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査（患者に直接接する場合に限る。）、診察の立会い、入院措置のための移送	203 千円	日額600円
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時)において行われる看護等	29,412 千円	深夜における勤務時間 深夜全部 6,800円 4時間以上 3,300円 (3,800円) 2～4時間未満 2,900円 (3,400円) 2時間未満 2,000円 (2,400円) ※()内は月8回を超える勤務に係る額
し尿処理施設等検査手当	保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は水質汚濁防止法に基づく供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	10 千円	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	97 千円	日額500円
災害応急作業等手当	振興局建設部に勤務する職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	0 千円	日額800円
	東日本大震災に対処するための作業に従事した職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 警戒区域 帰還困難区域 居住制限区域 計画的避難区域	5,630 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外 日額 20,000円 免震重要棟内 日額 5,000円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円 屋外 日額 5,000円 屋内 日額 1,000円
特別環境作業従事手当	振興局地域振興部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	567 千円	日額300円
	自然博物館に勤務する職員	潜水器具を着用して、海底調査等の潜水作業を行う業務	22 千円	時間400円
火薬類等災害調査手当	総務部危機管理局消防保安課又は振興局地域振興部に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	5 千円	日額750円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	1,254 千円	日額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	16 千円	日額300円
用地交渉手当	振興局建設部に勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	5,802 千円	日額1,000円
有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用しておそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	1,508 千円	日額300円
動物保護手当	保健所に勤務する予防技術員	狂犬病予防法に基づく捕獲等	505 千円	日額600円
道路上作業手当	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	6,770 千円	日額500円
定時制課程等事務手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	237 千円	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	7,766 千円	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業		日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当業務	418 千円	日額300円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等に係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特別支援学級主任等の担当業務	55,217 千円	日額200円
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当(兼務)する業務	2,655 千円	時間2,780円
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等(2時間以上)	728 千円	日額1,100円
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	354,477 千円	①(ア) 児童生徒の保護又は緊急の防災復旧業務 日額6,400円 (イ) 児童生徒の負傷疾病に伴う救急業務及び緊急補導 日額6,000円 ②(ア) 修学旅行、公式試合等で泊を伴うもの 日額3,400円 (イ) 部活動で休日等に行うもの 日額2,400円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等の業務	66,935 千円	日額 560円 (国内) 日額1,100円 (国外)
警ら用自動車乗務手当	地域部門の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の	15,978 千円	日額 420円
交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等の業務	20,134 千円	(1)交通事故捜査・検問 日額 560円 (昼間) 日額 840円 (夜間) 日額 840円 (昼間・高速上) 日額 1,260円 (夜間・高速上) (2)交通取締用自動二輪 日額 560円 (白バイ) (3)上記以外 日額 310円 日額 460円 (高速上)
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	33,390 千円	日額 340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	3,231 千円	日額 280円 (現場以外) 日額 560円 (現場)
死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	24,244 千円	(1)検視・検証 1体 1,600円 (2)検視・検証(損傷著しい死体) 1体 3,200円 (3)検視・検証(検視官・刑事調査官) 1体 3,200円 (4)解剖補助 1体 3,200円
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	9,902 千円	日額 320円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(22時から5時まで)において行われる業務	57,916 千円	(1)深夜の全部を含む勤務 1回 1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回 730円 (3)深夜の一部を含む勤務(2時間未満) 1回 410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	0 千円	(1)爆発物、特殊危険物質等処理 1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害の危険がある区域での作業 日額 250円 (3)火薬類の製造施設の災害調査 日額 750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断がい、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	9 千円	1回 470円
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間(21時から5時まで)において行う業務	1,942 千円	1回 1,240円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う、証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	14 千円	1時間 400円
航空手当	航空機に搭乗して行う捜索、救難救助、救急の業務等に従事した職員	①搭乗して行う捜索、救難救助又は救急の業務 ②搭乗して行う災害発生状況等の調査又は消防若しくは防災の業務 ③上記の訓練	2,123 千円	1時間 1,900円 ただし、1月の総額は、1時間当たりの額に80を乗じて得た額が限度(捜索・救難救助のための降下した日については1日につき870円加算)
	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う整備、捜索等の業務	4,695 千円	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための降下 日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	19 千円	日額 840円 (警戒区域等危険地域840円加算)
警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣等の身辺警護の業務	22 千円	(1)天皇、皇后、皇太子、皇太子妃文仁親王、悠仁親王の身辺警衛 日額 1,150円 (2)上記以外の皇族、内閣総理大臣等の身辺警護 日額 640円
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	0 千円	(1)銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用犯人逮捕 日額 1,100円 (3)銃器所持犯人逮捕 日額 1,100円 (4)(1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5)(2)の業務に付随する直近警戒 日額 820円 (6)暴力団事務所等の直近警戒 日額 820円 (7)保護対策としての固定警戒等 日額 820円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	2,375,035 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	354 千円
支給実績(平成24年度決算)	2,306,136 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	342 千円

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		1,828,883 千円	243,721 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円	同じ		1,008,386 千円	123,774 円
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給(採用から1年経過するごとに額を減じて支給) 医師・歯科医師 最高支給月額 410,900円	異なる	21年以上について、国と異なる支給額を適用	98,271 千円	3,779,665 円
通勤手当	通勤距離が片道 2 ^{キロメートル} 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000~24,500円 (2) 四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2) 四輪 2,000~24,500円	1,714,566 千円	127,752 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員(異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。) 23,000円+加算額(6,000~45,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100 ^{キロメートル} 以上の場合に加算)	同じ		88,367 千円	326,077 円
特地勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 1 級地 4,000円/月 2 級地 7,000円/月 3 級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1 級地 4% 2 級地 8% 3 級地 12%	6,573 千円	68,470 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% 準ずる学校 2%			87,027 千円	216,486 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,200円 機器等の監視、管理等のための当直 5,100円 福祉施設等の生活介助等のための当直 5,900円 医師当直 20,000円 年末年始期間は、100分の150	異なる	年末年始期間の支給額	355,344 千円	208,291 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 6,000～12,000円 6時間超 9,000～18,000円	同じ		3,462 千円	40,256 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		180,750 千円	92,172 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数（年末年始は、1時間当たりの給与額×1.5×時間数）	異なる	年末年始の支給割合	529,467 千円	162,813 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		1,106,193 千円	710,008 円
寒冷地手当	寒冷地に在職する職員に支給 (11月～翌年3月) 1 世帯主である職員	同じ		2,723 千円	71,667 円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する教育職員に級号給に応じて3,900～15,900円を支給			578,823 千円	71,513 円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校長及び教員に給料の5%（管理職手当受給者は4%）を支給			46,534 千円	262,904 円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教員に給料の5%（定時制通信教育手当受給者は3%）を支給			43,843 千円	236,991 円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が現地において直接農林漁業者に技術及び普及指導を行ったときに支給			3,570 千円	68,651 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し支給	同じ		0 千円	0 円

(6) 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分		給料	月額	額	等
給料	知事	1,137,400	円	(1,210,000)円
	副知事	893,000	円	(950,000)円
報酬	議長	950,000	円	()円
	副議長	810,000	円	()円
	議員	770,000	円	()円
期末手当	知事	(25年度支給割合)			
	副知事	2.95 月分			
退職手当	議長	(25年度支給割合)			
	副議長 議員	2.95 月分			
退職手当	知事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副知事	121万円×在職月数×0.59 =	34,267,200	(任期ごと)	
		95万円×在職月数×0.42 =	19,152,000	(任期ごと)	

(注) 1 厳しい財政状況を踏まえ、26年度は知事・副知事の給料を6%、期末手当を6%減額しています。
また、給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	501,759	134,387	135,999	27.1	29.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	18	70,809	13,343	27,011	111,163	6,176

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成25年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(イ) 職員の基本給、平均月額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月額
43.9 歳	366,680 円	528,722 円

(注) 平均月額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成25年度)	
1,351 千円	
(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	10～20%

b 退職手当 (平成26年4月1日現在)

退職手当の 基本額	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
	勤続35年	43.70 月分	52.440 月分
	最高限度額	52.44 月分	52.440 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%)		
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～50,000円)の60月分		
(退職時特別昇給	なし)		
1人当たり平均支給額	千円		千円

- (注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22～25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		1,559 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		129,944 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制
和歌山市	3 %	8 人	3 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	0 %	10(2) 人	0 %

(注) ()内は、再任用職員の数です。

d 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		8 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		856 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		45.0 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上10m以上の危険箇所にて行う工業用水施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、又は水道管の破裂等特別な危険の生じる恐れのあるずい道内において調査又は検査	3 千円	① 日額 300円 ② 日額 500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した工業用水道施設及びその周辺において行う巡回監視、応急作業のための災害状況の調査等	2 千円	日額 800円
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	3 千円	日額 1,000円

e 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	1,545 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	103 千円
支給実績(平成24年度決算)	1,095 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	73 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		4,147 千円	296,214 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円	同じ		1,184 千円	118,380 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000~24,500円 (2)四輪 2,000~44,300円	異なる	2 (2) 四輪 2,000~ 24,500 円	2,421 千円	121,054 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給(55,000~75,700円)	同じ		2,336 千円	778,800 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		21 千円	1,734 円

イ 土地造成事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	939,963	▲ 68,625	23,281	2.5	2.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	3	12,318	1,400	4,977	18,695	6,232

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成25年 4月 1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
45.3 歳	371,212 円	512,758 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成25年度)	1,659 千円
(平成25年度支給割合)	
期末手当	2.6 月分 (1.45) 月分
勤勉手当	1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	10~20%

b 退職手当（平成26年4月1日現在）

退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	
勤続35年	43.70 月分	52.440 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.440 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~50,000円)の60月分		
(退職時特別昇給)	なし		
1人当たり平均支給額	千円	千円	

- (注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22~25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		410 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		136,620 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	3 %	3 人	3 %

d 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価

e 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	136 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	45 千円
支給実績(平成24年度決算)	75 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	25 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		666 千円	222,000 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円	同じ		115 千円	38,400 円
通勤手当	通勤距離が片道2 ^{km} 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000~24,500円 (2)四輪 2,000~44,300円	異なる	2 (2) 四輪 2,000~ 24,500 円	73 千円	36,600 円